



第3部
前期基本計画



藤岡牧夫さん作『つららで遊ぶ』
雪が降り積もった長野地区の田畠で
子どもたちが雪遊びをしているところ
を描いたもの。

基本目標Ⅰ 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり



I. 保健・健康づくり・医療

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 大桑村健康増進栄養計画を令和2（2020）年3月に策定しました。
- 健康教室の開催を広報・個別通知で周知や保健補導員会の地区組織も活用し、健康知識の普及促進に努めました。また、新たな独自の健康づくりツールとするため、大学と連携し、ご当地体操を作成しました。
- ゴールデンシュー運動は月1回ミニ交流会を開催し、各地区でコースを設定しウォーキングを実施する等、参加者が増える工夫をしました。また、会員の負担金を無くし、年度途中でも入会できるようにしました。
- 口腔内の健康を保つため、成人の歯科健診を令和4（2022）年度より開始しました。
- 母子保健では令和3（2021）年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から思春期までの継続した保健指導や子育て相談を行う体制を整えました。また、令和3（2021）年度に母子手帳アプリ「母子モ」を導入し、妊娠経過や子どもの健康データの記録、予防接種、健診のスケジュール管理などが紙ベースの手帳からデータでの管理ができるようになりました。
- 子宮がん・乳がん検診を同日に受けられるようセット検診にし、受診しやすい体制をつくりました。また、大腸、胃、前立腺がんの検診料を令和5（2023）年度から無償化にしました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染対策の広報・啓発やワクチン接種体制を整えるなど、新たな感染症への対応を行いました。
- 心の健康支援として、令和元（2019）年から中学3年生を対象にSOSの出し方講座を実施し、ストレスの発散法や相談先の紹介を行っています。また、保健補導員や民生児童委員を対象にゲートキーパー※研修を行いました。
- 木曽郡の医師会及び歯科医師会との連携や岐阜県中津川市を含めた広域的連携のもと、村内医療機関や県立木曽病院、坂下診療所の維持・充実を要請し、地域医療体制の充実に努めました。

現状と課題

令和2（2020）年3月に策定した大桑村健康増進栄養計画のもと、健康教室の開催やゴールデンシュー運動の取り組み等、健康づくりに関する啓発活動等を推進しました。令和7（2025）年度に本計画を見直し、健康寿命の延伸に向け、健康意識への醸成に向けた取り組みが必要です。

母子保健の拠点として子育て世代包括支援センターを設置してきました。安心して子どもを生み、育て

※ゲートキーパー：自殺の危険を示す兆候に気づき、適切な対応（気づき、声かけ、話を聞く等）をすることができる人。

る環境を整備するため、医療機関などと連携し、健診・指導や母子の健康教育の推進が必要です。

新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な感染対策を経験しました。今後も感染症への正しい知識を持ち、新たな感染症への適切な予防対策が求められます。

心の健康支援については自殺対策計画を基本に、自殺対策を支える人材としてのゲートキーパー研修や中学生のSOSの出し方講座などに取り組んできました。今後も令和6（2024）年度に見直した当計画を基本に、誰も自殺に追い込まれることのない笑顔あふれるやさしい村を目指した各種取り組みが必要です。

郡内、県内外の医療機関と連携し、地域医療の充実に努めてきましたが、医療従事者不足が深刻化する中、さらなる広域的な連携体制の充実や遠隔治療など新たな医療体制の構築が求められています。

施策の体系

保健・健康づくり・医療

1 健康づくりに関する指針の策定

2 健康管理意識の高揚

3 自主的な健康づくり活動の促進

4 母子保健の充実

5 健診・指導等の充実

6 感染症対策の推進

7 心の健康の支援

8 地域医療体制の充実

主要施策

項目	内容
1 健康づくりに関する指針の策定	村の実情に即した健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、健康増進栄養計画の見直し、策定を5年ごとに行います。
2 健康管理意識の高揚	広報などによる啓発活動や情報提供の推進、料理教室や運動教室など健康教室を開催し、住民の健康管理意識の高揚に努めます。
3 自主的な健康づくり活動の促進	ゴールデンシュー運動やご当地体操を活用した運動習慣化をはじめ、食生活の改善やたばこ・アルコール対策、口腔内の健康づくりなど、健全な生活習慣の確立に向けた健康づくり活動を促進します。

項目	内容
4 母子保健の充実	乳幼児健診など各種母子保健事業の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。 また、母子手帳アプリ「母子モ」の普及を進め、母子保健の情報などをアプリを通じて確認できるようにするなど活用方法を検討し、より利用しやすいものになるよう推進します。
5 健診・指導等の充実	受診率の向上を目指し広報、啓発活動を行い健診の必要性を伝え、がん検診や特定健診・特定保健指導等を実施します。
6 感染症対策の推進	新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって経験した様々な予防対策を活かし、感染症についての迅速な情報提供とワクチン接種などの予防対策が取れるよう努めます。
7 心の健康の支援	5年ごとに自殺対策計画の策定を行い、年間の自殺者数0人を目標に自殺対策を支える人材の育成、啓発と周知、ライフステージに応じた取り組みを実施します。
8 地域医療体制の充実	郡内、県内外の医療機関との一層の連携を深め、住民が安心して医療を受けられるよう、県や木曽広域圏と協働し医師を始めとする医療従事者の確保、救急医療等の機能維持、遠隔診療など新たな地域医療体制の構築に努めます。

村民の目標

- 健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防
- 健診・歯科健診等の積極的な受診
- 健康にかかる様々な知識の習得
- 自主的な健康づくりの推進

【母子手帳アプリ】

村では母子手帳アプリ『母子モ』（名称「すくすく☆おくわナビ」）を導入しました。

スマートフォン等で利用できるサービスで、妊娠経過と子どもの健康データの記録や予防接種、健診のスケジュール管理、村からの母子保健事業に関する通知の受取など、便利な機能が充実しています。



2. 子育て支援

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 経済的負担軽減のため、福祉医療助成費の対象に妊産婦を拡大しました。
- 令和2（2020）年度に子ども・子育て支援事業計画を見直し、第2期計画を策定しました。
- 障がい児保育について適切な職員配置を行い、サービスの充実を図るとともに、延長保育については従事者2人体制で安全な保育を心がけました。
- ライフステージに応じて（出産及び小・中学校入学）祝金5万円を支給する「すこやか子育て応援事業」を平成29（2017）年度から始め、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図りました。
- 令和4（2022）年8月診療分から満18歳に達するまでの子どもの福祉医療費現物支給分を無料化し、県内医療機関は窓口無料化を実施しました。
- 令和元（2019）年10月からの国の制度改正による育児教育・保育の無償化に伴い、令和3（2021）年4月からは村独自の施策として未満児の保育料を無償化し、積極的に子育て世代の経済的支援を図りました。
- 放課後子ども教室にエアコンを完備し、児童が安全に長期休みを過ごせるよう環境を整えました。また、児童が放課後の時間を楽しく過ごせるよう、安全管理員の研修等の充実を図りました。
- ながらの子育て家庭優待パスポート等の配布や青少年サポーター等と協力して、小中学生・一般住民への広報活動を実施しました。
- 支援を必要とする子どもと家庭への対応として、情報の共有と個々の支援について関係機関と支援会議を開催しています。令和4（2022）年度からは教育相談支援員を教育委員会に配置し支援体制を整え、教育相談支援員と子育て世代包括支援センターの職員が定期的に小中学校、保育園、中間教室等を訪問し、現状の把握にも努めました。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩みなどに対応するため、令和3（2021）年4月に子育て世代包括支援センターを設置しました。
- 令和5（2023）年に子育てについての様々な情報を発信するため、村が行う子育て関連事業をまとめた「おおくわ子育てガイドブック」を発行し、0歳から18歳までの子どもがいる世帯に配布しました。また、妊娠届提出の際に配布し、妊娠期から情報を得られるようにしています。さらに村ホームページに掲載し、母子手帳アプリ「母子モ」からも内容を確認できるようにしました。

現状と課題

村では人口減少、少子高齢化が進み、特に村の将来を担う児童・生徒数は平成22（2010）年の346人から令和2（2020）年には179人と約半数にまで減少（48.3%減）しており、少子化対策

は喫緊の課題です。

令和2（2020）年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画のもと、各種保育サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談体制の整備、放課後等の児童対策、福祉医療費の助成など子育て支援対策を行ってきました。

今後も子育て支援の充実に向けて保育園、小中学校、子育て世代包括支援センターや医療機関等の関係機関とより一層連携した相談体制を充実させ、出産・子育てに関する経済的支援の継続、充実を図る必要があります。

施策の体系

子育て支援

1 子育て支援に関する指針の策定

2 保育サービスの充実

3 子育てに関する相談体制等の充実

4 出産・子育てに関する経済的支援の継続

5 子どもの居場所づくり

6 支援を必要とする子どもと家庭への対応

主要施策

項目	内容
1 子育て支援に関する指針の策定	村の実情に即した子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、令和7（2025）年度からはじまる第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を図ります。
2 保育サービスの充実	延長保育や障がい児保育等を引き続き実施とともに、今後の保育ニーズの変化等に対応するため、保育サービスの充実を進めます。
3 子育てに関する相談体制等の充実	子育てに関する知識の習得、不安や負担感の軽減のため、子育て世代包括支援センターを拠点とする子育て相談窓口の充実を図ります。さらに、母子保健と児童福祉の一體的な支援体制が取れるよう、「子ども家庭センター」について検討し、設置を目指します。

項目	内容
4 出産・子育てに関する経済的支援の継続	国の出産・子育て応援交付金や村のすこやか子育て応援事業、18歳に達する年度までの医療費の無料化など引き続き経済支援を行います。
5 子どもの居場所づくり	子どもの安全な居場所を提供するため、放課後子ども教室の継続を図るとともに、図書館、公民館と連携して、子どもたちの心の安全を確保します。
6 支援を必要とする子どもと家庭への対応	社会福祉協議会や児童相談所など関係機関との連携のもと、増加傾向にある困窮世帯への経済的支援の推進や継続的な相談を実施します。また、児童虐待については引き続き防止・支援対策など適切な対応を図ります。 引きこもりや発達障害に対する支援の推進や理解を深めるための機会、学習の場を増やすなど、支援に関わる人たちの見識を高め、支援を必要とする子どもとその家庭への適切な対応に努めます。

村民の目標

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 子育て世代包括支援センター等の子育て相談窓口の利用、早めの相談





3. 高齢者施策

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 令和3（2021）年度に高齢者保健福祉計画（大桑村）、介護保険事業計画（木曽広域連合）を作成し、事業を展開しています。
- 交通手段については、デマンドタクシーの導入やノンステップバスの運行により、利便性が向上しました。
- 若年要介護認定者の主な原因疾患である生活習慣病の発症予防として、健康教室や健診を実施し、疾病の早期発見に取り組んでいます。
- 体操教室等の一般介護予防事業やサロン、カフェの実施に加え、認知症カフェも開催し、高齢者の運動機能の維持や外出機会を確保して社会とのつながりが希薄にならないようにしています。
- 地区住民企画の健康づくり等の教室は地区の実情に合わせて開催されてきましたが、令和4（2022）年度で定期的な開催は終了しました。
- 認知症疾患医療センターが設置されたことで、医療機関との連携がスムーズに行えるようになりました。
- 高齢者一人ひとりの状況に応じて、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくよう、家族をはじめ地域と協働し、生活支援サービス・介護サービス等様々な支援方法を検討し実施しました。
- 働く意欲のある高齢者の社会参加の受け皿として、シルバー人材センターが機能してきました。また、生きがい・健康づくり活動については、社会福祉協議会で担い手等の人材育成を行いました。

現状と課題

わが国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステム※の構築が図られています。

村では令和2（2020）年現在、高齢化率が43.1%に達しており、国（28.6%）や県（32.0%）よりも高齢化が進んでいる状況です。このような状況から、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、さらに高齢者それぞれの状況に応じて自らの選択により必要なサービスが利用できる支援が必要です。また、支援が必要な人や世帯が抱える課題が複合化・複雑化していることから、介護保険の保険者である木曽広域連合をはじめ、介護事業の委託先となる社会福祉協議会などの関係機関と連携しサービスの充実に取り組んでいく必要があります。

高齢者の独居世帯が増加していることから、遠方で暮らす家族も積極的に高齢者とかかわりが持てる

※地域包括ケアシステム：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

よう、今後はタブレットや携帯電話を活用した見守りアプリなどICTを活用した支援の検討が必要となっていきます。

高齢化に伴い住民による自主活動の継続が困難な状況になってきています。身近な外出機会となるカフェ等での介護予防事業を継続していく必要があります。

さらに、70歳前後で認知症と診断される人が増えています。若年認知症の人が活躍できる場や地域での居場所を確保し、生きがいを持ちながら暮らせる地域づくりを進め、住民の認知症への理解を深める普及啓発が必要です。

通所施設であるデイサービスセンターは建設から30年以上が経過し、老朽化による施設の大規模な改修が必要になってきています。また、浸水想定地域に立地していることから福祉避難施設として適当な場所でないことも指摘されています。

施策の体系

高齢者施策

- 1 高齢者施策に関する指針の見直し
- 2 高齢者と家族への支援
- 3 介護予防の推進
- 4 認知症高齢者と介護者への支援
- 5 介護保険サービスの充実
- 6 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 7 生きがい・健康づくり活動の支援

主要施策

項目

内容

| 高齢者施策に関する指針の見直し

高齢化率が4割を超え、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているなど、村の実情に即した高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、高齢者保健福祉計画を3年ごとに見直しを行います。また、木曽広域連合により、介護保険事業計画の見直しを3年ごとに行います。

項目	内容
2 高齢者と家族への支援	<p>高齢者の定期的な安否確認のための有効なサービスの検討と緊急通報システムの利用促進を図ります。また、遠方で暮らす家族が積極的に高齢者とかかわりが持てるよう、タブレットや携帯電話を活用した見守りアプリなどICTを活用した支援の検討、導入を図ります。</p> <p>通院や外出時の交通手段の確保・利便性向上について検討を継続します。</p> <p>介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で日常生活が営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築と普及、啓発を進めます。</p> <p>在宅生活が困難になった場合でも、必要なサービスが受けられるよう支援とともに、あらかじめその場合の対応を協議できる体制づくりを検討します。</p> <p>通所サービスの要となるデイサービスセンターの機能充実、また福祉避難施設としての役割を果たせるよう、建設場所を含めた在り方の検討と建設を目指します。</p>
3 介護予防の推進	<p>若年要介護認定者の主な原因疾患である生活習慣病の発症予防に取り組みます。</p> <p>高齢者の身体の機能維持、閉じこもり予防、口腔衛生、栄養指導を目的としたカフェの開催、地区の介護予防教室等の介護予防活動を推進します。特に、フレイル[*]予防を目的とした健康教室を重点的に実施していきます。</p> <p>「自分の健康は自分でつくる」という意識向上のための取り組みへの支援を継続します。</p>
4 認知症高齢者と介護者への支援	<p>医療機関との連携により、認知症の早期発見、早期治療が行える体制づくりを進めます。</p> <p>適切な介護により、認知症の悪化を防ぎ、在宅生活が可能となるための支援を推進します。</p> <p>認知症の理解を深めるため、住民を対象とした学習機会を充実し、認知症の人を支える人材育成、見守り支え合う地域づくりを推進します。</p> <p>認知症の人の社会参加や介護者の負担軽減のため、情報交換や相談支援を行う場の充実を図ります。</p>
5 介護保険サービスの充実	<p>木曽広域連合により、介護や支援が必要な高齢者等に対する各種介護保険サービスの提供体制の充実を進めるとともに、サービス利用に対する保険給付を適切に行います。</p>

*フレイル：加齢に伴って心身の衰えた状態であり、高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけではなく、さまざまな合併症を引き起こす危険性がある。

項目	内容
6 地域包括ケアシステムの深化・推進	<p>地域ケア会議を開催し、高齢者それぞれのニーズや課題についてその状況に応じたサービスの在り方について検討し、より効率的、効果的な対応に努めます。</p> <p>また、高齢者の自立した日常生活に向けて、自助、互助、共助、公助のバランスに考慮しつつ地域全体で支えあえる体制づくりをさらに進めるとともに、地域住民に対して地域包括ケアシステムについて理解いただけるよう、普及・啓発を図ります。</p>
7 生きがい・健康づくり活動の支援	<p>高齢者の介護予防や生きがいづくり、交通安全、教養研修等に関する取り組みの中核を担う高齢者団体等の活動を引き続き支援します。</p> <p>働く意欲を持った高齢者の就業機会の拡大と健康増進を図るため、木曽シルバー人材センターの運営・事業を支援します。</p> <p>生きがい・健康づくり活動の担い手の世代交代が円滑に行われるよう、人材育成の支援を推進します。</p>

村民の目標

- 自分の健康は自分で守るという健康意識の醸成、生きがいづくりへの取組
- 認知症に関する講座等、学習の機会への積極的な参加
- 地域の高齢者等への声かけなど、地域福祉の担い手としての意識の醸成

【ノンステップバス】



高齢者など段差が負担になる人も乗降車しやすい構造のバスです。



4. 障害福祉施策

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 令和元（2019）年度に第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定しました。
- 地域活動支援センター「くわっこ工房」の管理・運営を、社会福祉協議会に継続委託しています。
- くわっこ工房について、就労継続支援B型施設※への移行に向けて検討しましたが、利用者の特性により現時点では困難な状況です。
- 利用者が利用しやすい施設整備を計画的に進めるとともに、関係機関と連携し、職員の専門的資質の向上を目指しました。
- 社会福祉協議会に相談支援事業所が設置され、すべての障害福祉サービス利用者には利用計画に基づいたサービスが提供される体制が整いました。
- 障がい者を支援するための各種福祉サービスについて、自立支援協議会、町村担当者会議等で検討しつつ、サービスの充実に向けて連携を図る体制が整いました。
- 障がい者が安心して暮らせる住環境づくりに向けた補助金制度の周知を図り、必要な人が活用できるよう支援しました。
- 令和元（2019）年5月、須原地区にグループホーム「さくら家」が開所し、村内の障がい者が入居し生活しています。
- 令和5（2023）年から「くわっこ工房」で余暇活動の場としての利用が始まりました。

現状と課題

障害者総合支援法が平成30（2018）年に改正され、障がい者自身が希望する生活を営むことができるよう生活と就労に関する支援の一層の充実を図ることとなりました。

さらに、令和6（2024）年4月の改正では障害や難病を抱えていても安心して暮らせる地域共生社会の構築が目的とされています。

村では、社会福祉協議会が障害福祉サービス事業として地域活動支援センター「くわっこ工房」を行っていますが、利用者一人ひとりの特性に配慮した支援方法を検討していくことが必要です。また、この施設は旧営林署施設を活用していますが、施設が老朽化しており、今後の活動場所をどうするかが課題となっています。

地域共生社会の実現に向けては、地域で暮らすすべての人が、生きがいをともにつくり、高めあうこと

※就労継続支援B型施設：一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、職業訓練などの福祉サービスを提供する施設のうち、障がい者と雇用契約を結ぶ「A型」（雇用型）に対し、契約を結ばず利用者が比較的自由に働く形態の事業所（非雇用型）のこと。

ができる社会を築いていくことが必要です。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公共サービスと地域住民が協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりが求められています。

施策の体系

障害福祉施策

- 1 障害福祉施策に関する指針の見直し
- 2 共生社会の実現に向けた啓発活動の推進
- 3 地域活動支援センターを起点とした地域との交流、社会参加の促進
- 4 障がい者に対する支援サービスの充実
- 5 地域で安心して暮らせる体制づくり

主要施策

項目

内容

1 障害福祉施策に関する指針の見直し

村の実情に即した障害者施策を総合的、計画的に推進するため、当事者の声を取り入れながら障害福祉計画の見直しを5年ごとに行います。

2 共生社会の実現に向けた啓発活動の推進

共生社会の実現に向け、障がい者の権利擁護についての継続的な啓発活動を推進します。

地域で障がい者を支えるため、障害への正しい理解を深めるための講演会や学習会を開催します。

3 地域活動支援センターを起点とした地域との交流、社会参加の促進

地域活動支援センター「くわっこ工房」の施設の管理・運営を継続して行います。

地域との交流や、利用者が利用しやすい施設整備を計画的に行い、老朽化している施設と活動場所についての在り方を検討します。

専門的な知識が必要となる支援に関して、関係機関との連携のもと、人材の確保や安定した運営に努めます。

項目	内容
4 障がい者に対する支援サービスの充実	<p>障害の程度に応じた必要なサービスを受けられるよう、利用計画を作成する相談支援事業者の確保・育成に努めます。</p> <p>障がい者を支援するための各種福祉サービスの充実に向け、事業者との連携を図ります。</p> <p>村が実施する地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p>「くわっこ工房」が行う余暇活動事業を引き続き実施し、充実を図ります。</p>
5 地域で安心して暮らせる体制づくり	<p>障がい者が安心して暮らせる住環境づくりに向け、身体障害者住宅等整備事業補助金制度を利用した住宅改修の促進に努めます。</p>

村民の目標

- 障害に関する講座等、学習の機会への積極的な参加
- 障害に対する理解や正しい認識への努力
- 障害を持つ人に対し気にかけたり、声かけをしたりするなど、個人のできる範囲での手助けや支援





5. 地域福祉

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 令和2（2020）～令和6（2024）年度の地域福祉計画を策定し、計画に基づき実施しました。
- 社会福祉協議会、介護保険事業者等との連携が図れるようになり、商工会、民間団体等との連携が進みつつあります。
- 社会福祉協議会において担い手の育成と活動支援を行いました。
- 社会福祉協議会を中心にサロン・カフェは充実してきました。要援護者台帳登録をきっかけに本人や家族の日ごろの心構えにつながっています。
- 令和4（2022）年5月に開庁した役場庁舎は、ユニバーサルデザインを意識し建設しました。

現状と課題

地域福祉は、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくために、法律や制度による福祉サービスだけでなく、行政や事業者、地域住民のつながりを深め、お互いに支えあう仕組みを構築していくことです。

平成28（2016）年7月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられました。

さらに、平成29（2017）年には社会福祉法が介護保険法とともに改正され、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人や資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、地域共生社会の実現を目指す方向性が示されました。

また、平成30（2018）年の社会福祉法の改正により支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られるることを目指すこととされました。

これらを踏まえ、本村においても個人が人としての尊厳をもち、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心して自立した生活が営める地域づくりを進めてきました。地域が抱える課題（社会的孤立、DV、虐待、低所得、特殊詐欺等）も複雑化する中、各機関が分野を超えて地域課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整体制の構築、住民の福祉活動への参加を促進する環境整備が必要となってきています。

地域福祉を支える担い手の高齢化が進んでおり、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行う際には、中学・高校生やその保護者など若い世代へ向けて活動することが必要です。

令和4（2022）年5月に開庁した役場庁舎では、エレベーターやバリアフリートイレを設置しました。今後も利用者が不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを意識した公共施設の整備を進めていく必要があります。

施策の体系

地域福祉

- 1 地域福祉に関する指針の見直し
- 2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- 3 地域福祉を支える担い手の育成
- 4 支え合う地域づくり
- 5 バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

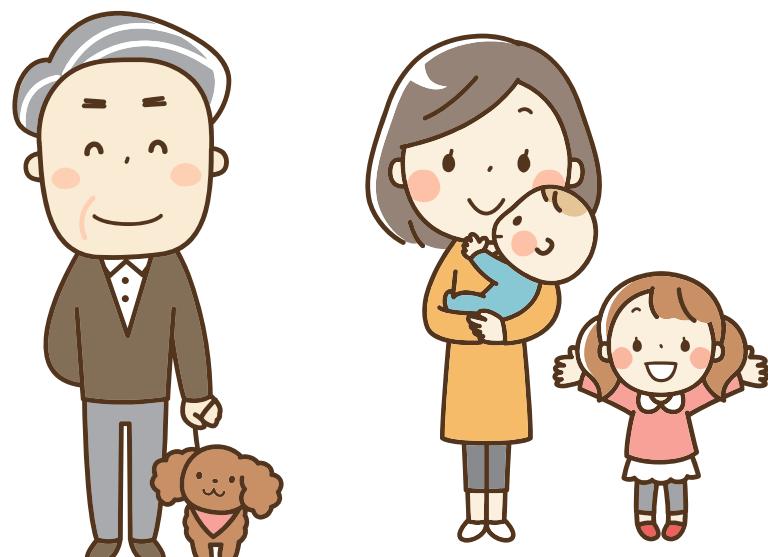
主要施策

項目	内容
1 地域福祉に関する指針の見直し	村の実情に即した地域福祉を総合的、計画的に推進するため、地域福祉計画と地域福祉活動計画の見直しを5年ごとに行います。
2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	住民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用ができるよう、関係機関・団体が一体となった総合的な相談体制・情報提供体制の整備を図ります。 利用者権利擁護に向けた福祉サービス利用援助や成年後見制度の適正な利用について検討を進め、活用に努めます。
3 地域福祉を支える担い手の育成	地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進とともに、民生・児童委員や各種福祉団体、ボランティア団体、NPO等の活動支援に努めます。 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行い、住民一人ひとりの福祉意識の高揚及び福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保に努めます。

項目	内容
4 支え合う地域づくり	<p>高齢者や障がい者等が孤立せず、安心して自立した生活を継続できるよう、「住民支え合いマップ」の作成・更新の支援に努めるほか、住民支え合い活動やふれあい生きいきサロンをはじめ、身近な地域における見守り・声かけ活動や交流活動等を促進します。</p> <p>また、家族の介護などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーに対しての相談体制の構築と解決に向けた支援を推進します。</p>
5 バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	<p>高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての住民が不自由なく安全に安心して行動できるよう、公共施設を中心に、可能なものからバリアフリー化を進めます。</p> <p>また、ユニバーサルデザインを意識した公共施設の整備を進めます。</p>

村民の目標

- 身近な地域における見守り・声かけ活動や交流活動への参加
- バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する考え方を正しく理解し、障がい者や子ども、高齢者などに配慮した行動の実践





6. 社会保障

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 被保険者に月別の医療費通知を送付して状況確認をしてもらい、保健係と連携して保健指導等の保健事業を実施し、医療費抑制に努めました。
- 村広報誌及び音声告知で納税に関する啓発活動を実施しました。また、滞納者に対し、督促・臨戸・相談等の強化をし、現年分、過年分の収納率の向上に努めました。
- 国民健康保険の制度改正の動向に応じ、広報等で住民へ周知し、適正な運営に取り組みました。
- 窓口において国民年金加入者への制度案内を行い、広報でも年に数回、制度に関する記事を掲載する等、国民年金制度の周知活動に取り組みました。
- 生活困窮者への支援については、福祉事務所等と連携を取り、就労に向けての支援を行いました。

現状と課題

国民健康保険制度は、わたしたちの健康と医療の確保を図るための大きな役割を果たしています。疾病等に対する保険給付を行うための財源については被保険者が納めていただく税金となるため、引き続き定期的な広報活動を実施するとともに、収納率が100%に少しでも近づくよう、さらなる滞納整理の強化を図ります。

また、本村の医療費は年度による上下はあるものの、比較的県内上位に位置しているため、今後も予防可能な疾病への取り組みを行い、適正な受診をさらに促進していく必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度となっているため、広報やパンフレットなどを活用した制度の周知に努め、住民一人ひとりの年金制度への理解を高めていくことが必要です。

さらには、収納率向上のための口座登録の勧奨や保険料の納付が困難な方に対する免除申請の勧奨に取り組むことが必要です。

生活困窮者への支援については、就労に向けての支援を行ってきましたが、就労に結びつかず生活保護申請に至った事例もあり、相談・支援体制のさらなる強化が必要です。

施策の体系

社会保障

1 国民健康保険制度の健全運営

2 国民年金制度の周知

3 生活困窮者への支援の推進

主要施策

項目

内容

1 国民健康保険制度の健全運営

国保人間ドック補助事業や特定健診の受診（健診未受診者対象）の推進等による生活習慣病対策の強化はもとより、医療費の通知や後発医薬品の普及促進、レセプト点検調査等の実施等により適正な受診を促進し、引き続き医療費の抑制に努めます。

納税に関する広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

国の制度改正の動向等に応じ、制度に関する広報・啓発活動や円滑な運営に向けた取り組みを推進します。

2 国民年金制度の周知

住民の年金受給権の確保に向け、広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度の周知徹底に努めます。

3 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、県木曾保健福祉事務所や民生・児童委員等との連携のもと、実態を的確に把握し、適切な相談・指導や生活保護制度に関する助言・進達等に努めます。

村民の目標

○国民健康保険制度や国民年金制度への理解、健康意識の向上と健康管理、健診への積極的な参加